

一九六〇年六月十一日(第=日目)

一、開議及散會時刻 (自午前四時四十分至午後一時十分)

二、出席議員付次の通りである

| 議席  | 氏名   | 議席  | 氏名   | 議席  | 氏名    |
|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 一、番 | 仲村春山 | 八、番 | 知花大  | 五、番 | 天久登雄  |
| 二、  | 岸本利真 | 九、  | 米須清祐 | 六、  | 当山仰太郎 |
| 三、  | 伊佐真一 | 一〇、 | 仲本直道 | 七、  | 安次藤盛信 |
| 四、  | 佐野真博 | 一一、 | 花城清善 | 八、  | 福原盛三  |
| 五、  | 中山勝豊 | 一二、 | 中里幸助 | 九、  | 笠原敏行  |
| 六、  | 安里良朝 | 一三、 | 松本利直 | 一〇、 | 林原瓜   |
| 七、  | 岨前健郎 | 一四、 | 山本朝徳 |     |       |

三、欠席議員付なし

四、市町村自治法第六一條の規程に於て開議事件説明の氏名出

席の氏名付次の通りである

| 職名  | 氏名   | 職名   | 氏名   |
|-----|------|------|------|
| 村長  | 仲村春勝 | 財政課長 | 当山全喜 |
| 助役  | 吳尾真徳 | 経済   | 澤北安一 |
| 収入役 | 仲村春松 | 建設   | 桑江良徳 |

五、本議会の書記付次の通りである

|     |      |
|-----|------|
| 書記長 | 松川瓜義 |
| 書記  | 照尾毅  |

六、議事日程付次の通りである(書記を以て朗読せしむ)

|      |        |
|------|--------|
| 日程第一 | 議案第一七号 |
| 日程第二 | 議案第一九号 |

|         |  |
|---------|--|
| 日程第三    | 議案第八号  |
| 日程第四    | 議案第九号  |
| 日程第五    | 議案第十号  |
| 日程第六    | 議案第十一号   |
| 日程第七    | 議案第十二号   |
| 日程第八    | 議案第十三号   |
| 日程第九    | 議案第十四号   |
| 日程第十    | 陳情第六号  |
| 日程第十一   | 陳情第七号  |
| 日程第十二   | 陳情第八号  |
| 日程第十三   | 陳情第九号  |
| 日程第十四   | 陳情第十号  |
| 日程第十五   | 陳情第十一号   |
| 日程第十六   | 陳情第十二号   |
| 七、會議の顛末 |  |
| 議長      | 出席七名あり。議会の成立致し。唯今判<br>開会致し。午前七時四十分                   |
| "       | 本日、日程付議案に対する当局の説明と陳情案件の<br>処理をすることを致し。               |
| "       | 日程に入り。   |
| "       | 日程第一、議案第七号、九六一年度自野津村歳入歳出予算の<br>御説明を願ひ。               |
| 村長      | 三枚四課長集の案を繰り提出してある通りであります。<br>人件費に於て他村と比べるに是れ甚く見積りである |

|     |   |
|-----|---|
|     | 負担金にかんして中部市町村会心ニ依りて話し合ひ沃加<br>又庁舎の件にかんしてどうし必要であります心、取庁舎<br>程度のちを建てると思つてゐる。   |
| 議長  | 日程第一議案第九号 首野湾村職員ノ給与に關する條例ノ<br>一部を改訂する條例ノ御説明を願ひます。<br>一ニ審議員出席報告致しませう。  |
| 村長  | 提案理由にある通りであります。職員ノ給料を是らするに<br>付改訂が必要であります心、提案せしめ。   |
| 議長  | 日程第二議案第八号 一九九年度首野湾村歳入歳出<br>決算認定に關して御説明を求めます。  |
| 収入役 | 内容にかんして質疑の場合に回答を致しませう。<br>村税ノ未収に關しては、その半額を決算ヨリに整理せしめて<br>が、今年ノ事務上ノ関係ハ整理はしなから、八月までには是<br>非良成績を上げたいと思つております。<br>歳出の莫く、取所費ふん中の不要額ハ固定資産に於ける<br>土木費のふん中の不要額ハ水道事業費。 |
| 議長  | 日程第四議案第十号 首野湾村手数料及び使用料徴収條<br>例ノ一部を改訂する條例に關して御説明を願ひます。   |
| 村長  | 提案理由にある通り、即座に代書料をふく、新しく出て來<br>る住民登録を加えたり心。  |
| 議長  | 日程第五議案第十一号 首野湾村報酬及び費用弁償の額並に<br>その支給方法を定める條例ノ一部を改訂する條例に關して。<br>御説明を求めます。   |
| 村長  | 提案理由の通り、又旭市町村との連立が、改訂せしめ。   |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 日程第×議案第×号首野済村職員定数條例の一部を改訂する條例に關し御説明を求めます                             |
| 村 長 | 水道事業の工事着工に伴い、事業が次々拡大してあり、どうして建設課の中で日出るのか、専門的の職員を増し水道課を新設したいと思つて提案した。 |
| 議 長 | 日程第×議案第×号首野済村上水道給水條例の一部を改訂する條例に關し御説明を願ひます                            |
| 村 長 | 水道公社との給水基本契約同補助契約の実施に當り村移管地域への給水を行う必要である。                            |
| 議 長 | 日程第×議案第×号首野済村部課設置條例の一部を改訂する條例の御説明を願ひます                               |
| 村 長 | 本件に關しては議案第×号と同趣意を改訂しての提案をしてあります。                                     |
| 議 長 | 日程第×議案第×号昭和×年首野済村上水道事業特別会計歳入歳出予算の御説明を求めます                            |
| 村 長 | これは水道予算であり、本年度はこれに基づいて実行するから、御審議を願ひたい。内容に關しては議長の説明をさせていただきます。        |
| 議 長 | 以上持つた全議案の説明を終つて致し、   |
| "   | 暫休懇致します(午後一時一分)  |
| "   | 再開致します(午後一時七分)   |
| "   | 陳情の処理に入ります   |
| "   | 日程第九陳情第×号首野済村水道部(米須清尾)の陳情の処理に關しお諮り致します。                              |

|    |  |
|----|--|
| 議長 | 本人はいし村が事業をするに付、農人であるに、別に自分の施設を村に買取つて呉れ、又、浸善するに去うに付、<br>資金を付けて来たの、生活の困は、別に、<br>若し、貴方の需要者が、村の水道を、<br>その時、<br>その案件は、委員会付託に、<br>その案件は、大なる問題であり、委員会に、<br>の、<br>議長 暫休懸致す(午後一時一五分)<br>" 再開致す(午後二時)<br>" 九番八番議員の出席を報告致す。<br>一〇番 その陳情書の内容が、<br>採択し、本人を呼ん、<br>八番 その陳情にかいては、<br>議事に提出するに、<br>受ける場合は、議長で、<br>おら、<br>二番 陳情書の取扱にかいては、<br>その段階は、<br>その案件を、<br>議長 今度の場合、 |
|----|--|

|     |  |
|-----|--|
|     | 一応の議案は受け取りますから、委員会に付託して、内閣と<br>審議代をさせたい。そうか、審議代をさせたい。一応は取附<br>て、改めて提出するのが妥当だと思う。 |
| 議長  | 暫休を取ります(午後一時十分)  |
|     | 再開致します(午後一時五分)   |
| "   | 審議員の意見を通り御異議ありませんか。  |
|     | 異議ぶれと叫ぶ者あり。  |
| "   | 御異議があるのか。この案件は経済建設委員会に付託する<br>ことに致します。   |
|     | 異議ぶれと叫ぶ者あり。  |
| "   | 御異議があるのか。陳情第七号 普天間水道部(米須清電)の<br>陳情を経済建設委員会に付託することに決定致します。                        |
| "   | 副議長に交代致します。  |
| 副議長 | 審議員の都合により早退す。  |
| "   | 日程第七号 陳情第七号 宮野村体育協会への補助金交付の<br>陳情にかいて処理方法をお示し致します。                               |
| 一七番 | 質疑者略し委員会に付託します。  |
|     | 異議ぶれと叫ぶ者あり。  |
| 副議長 | 御異議があるのか。質疑者略し委員会に付託することに<br>致します。お示し致します。この委員会に付託する。                            |
| "   | 政務委員会に付託することに御異議ありませんか。<br>異議ぶれと叫ぶ者あり。   |
| "   | 御異議があるのか。陳情第七号 宮野村体育協会への補助金<br>交付陳情を政務委員会に付託することに決定致します。                         |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | 普休懇致す(午後二時二十分)  |
|     | 再用致す(午後二時一分)  |
| 一七番 | 前議案内陳情第八号、陳情第九号、陳情第十号、陳情第十一号、陳情第十二号も質疑省略し委員付託にしたい。    |
|     | 異議なしと呼ぶ者あり  |
| 副議長 | 御異議がなければ質疑を省略し委員会に付託するに<br>致す。                        |
| 〃   | 日程第十号 陳情第八号 首野澤村婦人会への補助交付陳情の処理について、どの委員会に付託するかお諮りします。 |
| 〃   | 財政委員会に付託したいと思っておりますが、                                 |
|     | 異議なしと呼ぶ者あり  |
| 〃   | 御異議がなければ陳情第八号 首野澤村婦人会への補助交付陳情を財政委員会に付託するに決定致す。        |
| 〃   | 日程第十一号 陳情第九号 首野澤村遺族会への補助交付陳情の処理について、                  |
| 〃   | どの委員会に付託したらいいかお諮り致します。                                |
| 〃   | この案件も財政委員会に付託したいと思っております。                             |
|     | 異議なしと呼ぶ者あり  |
| 〃   | 御異議がなければ陳情第九号 首野澤村遺族会への補助交付陳情を財政委員会に付託するに決定致す。        |
| 〃   | 日程第十四号 陳情第十号 首野澤村雇用土地委員会の補助交付陳情について、                  |
| 〃   | この案件も財政委員会に付託したいと思っております。                             |
|     | 異議なしと呼ぶ者あり。   |

|     |   |
|-----|---|
| 副議長 | 日程第一四 陳情第一号 野津村生活改善連合協議会へ<br>補助金交付陳情の処理について                                 |
| "   | 本案件は経済建設委員会に付託して頂くと思っておりますが、<br>異議ありませんか                                    |
| "   | 御異議がないので陳情第一号 野津村生活改善連合<br>協議会へ補助金交付陳情を経済建設委員会に付託<br>することに決定致します            |
| "   | 日程第一五 陳情第十号 野津村青年会へ補助金交付<br>陳情の処理について                                       |
| "   | 本案件は財政委員会に付託して頂くと思っておりますが、<br>異議ありませんか                                      |
| "   | 御異議がないので陳情第十号 野津村青年会へ補<br>助金交付陳情を財政委員会に付託することに決定致します                        |
| 副議長 | 二〇番議員出席を報告す   |
| "   | 議長に交代致します   |
| "   | 暫休終了致します(午後二時三〇分)   |
| 議長  | 再開致します(午後二時三五分)   |
| "   | 行詰り致します。議案七 委員会付託に付するものを検討<br>願います  |
| "   | 議案第一九号 議案第二十号 議案第二十一号 議案第二十二<br>号 議案第二十三号 議案第二十四号 以上の委員会に付託<br>して頂くと思っております |
| "   | 異議ありませんか  |
| "   | 御異議がないので委員会付託することに決定致します  |



|    |  |
|----|--|
| 議長 | 議案第九号首野湾村職員の給与に関する條例の一部を改正する條例を総務委員会に付託したいと思っております。<br>異議なしと呼ぶ者あり。                   |
| "  | 御異議ございません。議案第九号首野湾村職員の給与に関する條例の一部を改正する條例を総務委員会に付託するに決意致します。                          |
| "  | 議案第十号首野湾村手数料及び使用料徴収條例の一部を改正する條例を財政委員会に付託したいと思っております。<br>異議なしと呼ぶ者あり。                  |
| "  | 御異議ございません。議案第十号首野湾村手数料及び使用料徴収條例の一部を改正する條例を財政委員会に付託するに決意致します。                         |
| "  | 議案第十一号首野湾村報酬及び費用弁償の額並にその支給方法を定める條例の一部を改正する條例について、総務委員会に付託したいと思っております。<br>異議なしと呼ぶ者あり。 |
| "  | 御異議ございません。議案第十一号首野湾村報酬及び費用弁償の額並にその支給方法を定める條例の一部を改正する條例を総務委員会に付託し決意致します。              |
| "  | 議案第十二号首野湾村職員定数條例の一部を改正する條例を<br><del>財政委員会</del> に付託したいと思っております。<br>異議なしと呼ぶ者あり。       |
| "  | 御異議ございません。議案第十二号首野湾村職員定数條例の一部を改正する條例を総務委員会に付託するに決意致します。                              |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>議案第=四号野澤村上水道給水條例の一部を改定する條例<br/>         にかいて経済建設委員会に付託したいと思っておりますが<br/>         異議ありませんか。</p> <p>〃 御異議がないので議案第=四号野澤村上水道給水條例の一<br/>         部を改定する條例を経済建設委員会に付託するに決定<br/>         します。</p> <p>〃 議案第=四号野澤村部課設置條例の一部を改定する條例<br/>         にかいて総務委員会に付託したいと思っておりますが<br/>         異議ありませんか。</p> <p>〃 御異議がないので議案第=四号野澤村部課設置條<br/>         例の一部を改定する條例を総務委員会に付託するに<br/>         決定致します。</p> <p>〃 以上持入本日のお日程終了致します。審査報告の件<br/>         にかいては一般質問終了後に述べたいと思っております。</p> <p>〃 暫休致します(午後二時四十分)</p> <p>〃 再開致します(午後一時三十分)</p> <p>一般質問事項の件にかいては、明朝九時頃、事務局に<br/>         集約するに致しますので準備をお願いします。</p> <p>明日は午後二時に開会致します。</p> <p>以上持入本日の日程を終るに致します。</p> <p>〃 散会(午後一時十分)</p> |
|-----|---|